

第24号議案

品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例

第25号議案

品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

第26号議案

品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

第27号議案

品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

小山台二丁目都有地および国有地の活用においては、区と東京都との間で定めた「財務省小山台住宅等跡地利用方針」にて「社会福祉機能の充実」等を挙げており、当該方針に則り、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、防災備蓄倉庫の整備を進めている。

この度、工事竣工後に各施設を開設することに伴い、所要の改正を行う。

なお、「品川区立大原児童発達支援センター条例」については、単独の施設条例となっているため、本施設の開設に伴い、複数の児童発達支援センターを包括する名称に改正する。

あわせて、「品川区立大原児童発達支援センター条例」および「品川区立知的障害者福祉施設条例」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、条項の移動が生じたことから関係条例の規定整備を行う。

2 改正の概要

（1）開設する施設

【施設1】品川区立小山台地域密着型多機能ホーム

【施設2】品川区立小山台特別養護老人ホーム

【施設3】1階：品川区立小山台福祉園

2階：品川区立小山台児童発達支援センター

3階：防災備蓄倉庫

（2）所在地

【施設1】品川区小山台二丁目4番9号

【施設2】品川区小山台二丁目4番5号

【施設3】品川区小山台二丁目5番13号

（3）実施する事業

【施設1】小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

【施設2】特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、防災拠点型地域交流スペース

【施設3】1階：生活介護、就労継続支援B型

2階：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

障害児相談支援事業、特定相談支援事業

3階：防災備蓄倉庫

(4) 施設の構成

	【施設 1】	【施設 2】	【施設 3】
3階	認知症高齢者グループホーム (320㎡)	特養ホーム (787㎡)	防災備蓄倉庫 (348㎡)
2階	認知症高齢者グループホーム (623㎡)	特養ホーム・ショートステイ (1,575㎡)	児童発達支援センター (770㎡)
1階	小規模多機能型居宅介護 (543㎡)	厨房・事務所・ラウンジ (1,057㎡)	生活介護・就労B (658㎡)
	駐車場 (2台) (31㎡)	駐車場 (5台) (164㎡)	駐車場 (5台) (106㎡)

※記載は有効面積

3 施設運営

指定管理者制度によるものとし、施設 1 および 2（以下「高齢者福祉施設」という。）については、指定管理者候補者（予定者）を令和 6 年度に選定済みである。令和 9 年度には、改めて非公募にて選定を行い、指定管理者を決定する。

また、施設 3 の 1 階および 2 階部分（以下「障害者福祉施設」という。）については条例改正後、指定管理者を公募する。

なお、防災備蓄倉庫については区が管理を行う。

4 改正する条例

- (1) 品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例
- (2) 品川区立特別養護老人ホーム条例
- (3) 品川区立知的障害者福祉施設条例
- (4) 品川区立大原児童発達支援センター条例

5 施行期日

令和 10 年 4 月 1 日

（規定整備については公布の日から）

6 新旧対照表

別紙のとおり

7 スケジュール

令和 8 年 4 月以降	障害者福祉施設指定管理者の公募
10～12 月	障害者福祉施設指定管理者の指定議決（第 3 回区議会定例会または第 4 回区議会定例会）
令和 9 年 5 月	高齢者福祉施設指定管理者の非公募による選定
10 月	高齢者福祉施設指定管理者の指定議決（第 3 回区議会定例会）
12 月	工事竣工
令和 10 年 4 月	開設

品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																								
○品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例 平成18年10月30日条例第44号 (名称、所在地および提供するサービス) 第3条 地域密着型多機能ホームおよびグループホームの名称、所在地および提供するサービスは、別表のとおりとする。 2 地域密着型多機能ホームおよびグループホームは、前項に規定するもののほか、区長が必要と認めるサービスを提供する。 <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>2 品川区立小山台地域密着型多機能ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u>	○品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例 平成18年10月30日条例第44号 (名称、所在地および提供するサービス) 第3条 地域密着型多機能ホームおよびグループホームの名称、所在地および提供するサービスは、別表のとおりとする。 2 地域密着型多機能ホームおよびグループホームは、前項に規定するもののほか、区長が必要と認めるサービスを提供する。																								
別表（第3条関係） <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>提供するサービス</th></tr><tr><td rowspan="4">品川区立小山地域密着型多機能ホーム</td><td rowspan="4">東京都品川区小山七丁目14番4号</td><td>1 小規模多機能型居宅介護</td></tr><tr><td>2 認知症対応型共同生活介護</td></tr><tr><td>3 介護予防小規模多機能型居宅介護</td></tr><tr><td>4 介護予防認知症対応型共同生活介護</td></tr><tr><td>品川区立東大井地域</td><td>東京都品川区東大井</td><td>1 小規模多機能型居宅</td></tr></table>	名称	所在地	提供するサービス	品川区立小山地域密着型多機能ホーム	東京都品川区小山七丁目14番4号	1 小規模多機能型居宅介護	2 認知症対応型共同生活介護	3 介護予防小規模多機能型居宅介護	4 介護予防認知症対応型共同生活介護	品川区立東大井地域	東京都品川区東大井	1 小規模多機能型居宅	別表（第3条関係） <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>提供するサービス</th></tr><tr><td rowspan="4">品川区立小山地域密着型多機能ホーム</td><td rowspan="4">東京都品川区小山七丁目14番4号</td><td>1 小規模多機能型居宅介護</td></tr><tr><td>2 認知症対応型共同生活介護</td></tr><tr><td>3 介護予防小規模多機能型居宅介護</td></tr><tr><td>4 介護予防認知症対応型共同生活介護</td></tr><tr><td>品川区立東大井地域</td><td>東京都品川区東大井</td><td>1 小規模多機能型居宅</td></tr></table>	名称	所在地	提供するサービス	品川区立小山地域密着型多機能ホーム	東京都品川区小山七丁目14番4号	1 小規模多機能型居宅介護	2 認知症対応型共同生活介護	3 介護予防小規模多機能型居宅介護	4 介護予防認知症対応型共同生活介護	品川区立東大井地域	東京都品川区東大井	1 小規模多機能型居宅
名称	所在地	提供するサービス																							
品川区立小山地域密着型多機能ホーム	東京都品川区小山七丁目14番4号	1 小規模多機能型居宅介護																							
		2 認知症対応型共同生活介護																							
		3 介護予防小規模多機能型居宅介護																							
		4 介護予防認知症対応型共同生活介護																							
品川区立東大井地域	東京都品川区東大井	1 小規模多機能型居宅																							
名称	所在地	提供するサービス																							
品川区立小山地域密着型多機能ホーム	東京都品川区小山七丁目14番4号	1 小規模多機能型居宅介護																							
		2 認知症対応型共同生活介護																							
		3 介護予防小規模多機能型居宅介護																							
		4 介護予防認知症対応型共同生活介護																							
品川区立東大井地域	東京都品川区東大井	1 小規模多機能型居宅																							

改正後				改正前			
密着型多機能ホーム	五丁目 8 番12号	介護 2 認知症対応型共同生活介護 3 地域密着型特定施設入居者生活介護 4 介護予防小規模多機能型居宅介護 5 介護予防認知症対応型共同生活介護		密着型多機能ホーム	五丁目 8 番12号	介護 2 認知症対応型共同生活介護 3 地域密着型特定施設入居者生活介護 4 介護予防小規模多機能型居宅介護 5 介護予防認知症対応型共同生活介護	
品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム	東京都品川区東大井四丁目 9 番 1 号	1 小規模多機能型居宅介護 2 介護予防小規模多機能型居宅介護		品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム	東京都品川区東大井四丁目 9 番 1 号	1 小規模多機能型居宅介護 2 介護予防小規模多機能型居宅介護	
品川区立杜松地域密着型多機能ホーム	東京都品川区豊町四丁目24番15号	1 認知症対応型共同生活介護 2 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 看護小規模多機能型居宅介護		品川区立杜松地域密着型多機能ホーム	東京都品川区豊町四丁目24番15号	1 認知症対応型共同生活介護 2 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 看護小規模多機能型居宅介護	
品川区立東五反田地域密着型多機能ホーム	東京都品川区東五反田四丁目11番 6 号	1 小規模多機能型居宅介護 2 認知症対応型共同生活介護 3 介護予防小規模多機能型居宅介護 4 介護予防認知症対応型共同生活介護		品川区立東五反田地域密着型多機能ホーム	東京都品川区東五反田四丁目11番 6 号	1 小規模多機能型居宅介護 2 認知症対応型共同生活介護 3 介護予防小規模多機能型居宅介護 4 介護予防認知症対応型共同生活介護	
品川区立小山台地域密着型多機能ホーム	東京都品川区小山台	1 小規模多機能型居宅介護					

改正後				改正前			
<u>密着型多機能ホーム</u>	<u>二丁目4番9号</u>	<u>介護</u> <u>2 認知症対応型共同生活介護</u> <u>3 介護予防小規模多機能型居宅介護</u> <u>4 介護予防認知症対応型共同生活介護</u>					
品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム	東京都品川区八潮五丁目9番2号	1 認知症対応型共同生活介護 2 介護予防認知症対応型共同生活介護		品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム	東京都品川区八潮五丁目9番2号	1 認知症対応型共同生活介護 2 介護予防認知症対応型共同生活介護	
品川区立大井認知症高齢者グループホーム	東京都品川区大井六丁目20番5号	1 認知症対応型共同生活介護 2 介護予防認知症対応型共同生活介護		品川区立大井認知症高齢者グループホーム	東京都品川区大井六丁目20番5号	1 認知症対応型共同生活介護 2 介護予防認知症対応型共同生活介護	

品川区立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																																										
○品川区立特別養護老人ホーム条例 平成 8 年 3 月 29 日 条例第 23 号 (名称、所在地および定員) 第 2 条 特別養護老人ホームの名称、所在地および定員は、別表のとおりとする。 付 則 1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 品川区立小山台特別養護老人ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。	○品川区立特別養護老人ホーム条例 平成 8 年 3 月 29 日 条例第 23 号 (名称、所在地および定員) 第 2 条 特別養護老人ホームの名称、所在地および定員は、別表のとおりとする。																																										
別表（第 2 条関係） <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>定員</th></tr><tr><td>品川区立戸越台特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区戸越一丁目 15 番 23 号</td><td>72 人</td></tr><tr><td>品川区立荏原特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区荏原二丁目 9 番 6 号</td><td>120 人</td></tr><tr><td>品川区立中延特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区中延六丁目 8 番 8 号</td><td>80 人</td></tr><tr><td>品川区立八潮南特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区八潮五丁目 9 番 2 号</td><td>89 人</td></tr><tr><td>品川区立杜松特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区豊町四丁目 24 番 15 号</td><td>29 人</td></tr><tr><td>品川区立平塚橋特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区西中延一丁目 2 番 8 号</td><td>100 人</td></tr></table>	名称	所在地	定員	品川区立戸越台特別養護老人ホーム	東京都品川区戸越一丁目 15 番 23 号	72 人	品川区立荏原特別養護老人ホーム	東京都品川区荏原二丁目 9 番 6 号	120 人	品川区立中延特別養護老人ホーム	東京都品川区中延六丁目 8 番 8 号	80 人	品川区立八潮南特別養護老人ホーム	東京都品川区八潮五丁目 9 番 2 号	89 人	品川区立杜松特別養護老人ホーム	東京都品川区豊町四丁目 24 番 15 号	29 人	品川区立平塚橋特別養護老人ホーム	東京都品川区西中延一丁目 2 番 8 号	100 人	別表（第 2 条関係） <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>定員</th></tr><tr><td>品川区立戸越台特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区戸越一丁目 15 番 23 号</td><td>72 人</td></tr><tr><td>品川区立荏原特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区荏原二丁目 9 番 6 号</td><td>120 人</td></tr><tr><td>品川区立中延特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区中延六丁目 8 番 8 号</td><td>80 人</td></tr><tr><td>品川区立八潮南特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区八潮五丁目 9 番 2 号</td><td>89 人</td></tr><tr><td>品川区立杜松特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区豊町四丁目 24 番 15 号</td><td>29 人</td></tr><tr><td>品川区立平塚橋特別養護老人ホーム</td><td>東京都品川区西中延一丁目 2 番 8 号</td><td>100 人</td></tr></table>	名称	所在地	定員	品川区立戸越台特別養護老人ホーム	東京都品川区戸越一丁目 15 番 23 号	72 人	品川区立荏原特別養護老人ホーム	東京都品川区荏原二丁目 9 番 6 号	120 人	品川区立中延特別養護老人ホーム	東京都品川区中延六丁目 8 番 8 号	80 人	品川区立八潮南特別養護老人ホーム	東京都品川区八潮五丁目 9 番 2 号	89 人	品川区立杜松特別養護老人ホーム	東京都品川区豊町四丁目 24 番 15 号	29 人	品川区立平塚橋特別養護老人ホーム	東京都品川区西中延一丁目 2 番 8 号	100 人
名称	所在地	定員																																									
品川区立戸越台特別養護老人ホーム	東京都品川区戸越一丁目 15 番 23 号	72 人																																									
品川区立荏原特別養護老人ホーム	東京都品川区荏原二丁目 9 番 6 号	120 人																																									
品川区立中延特別養護老人ホーム	東京都品川区中延六丁目 8 番 8 号	80 人																																									
品川区立八潮南特別養護老人ホーム	東京都品川区八潮五丁目 9 番 2 号	89 人																																									
品川区立杜松特別養護老人ホーム	東京都品川区豊町四丁目 24 番 15 号	29 人																																									
品川区立平塚橋特別養護老人ホーム	東京都品川区西中延一丁目 2 番 8 号	100 人																																									
名称	所在地	定員																																									
品川区立戸越台特別養護老人ホーム	東京都品川区戸越一丁目 15 番 23 号	72 人																																									
品川区立荏原特別養護老人ホーム	東京都品川区荏原二丁目 9 番 6 号	120 人																																									
品川区立中延特別養護老人ホーム	東京都品川区中延六丁目 8 番 8 号	80 人																																									
品川区立八潮南特別養護老人ホーム	東京都品川区八潮五丁目 9 番 2 号	89 人																																									
品川区立杜松特別養護老人ホーム	東京都品川区豊町四丁目 24 番 15 号	29 人																																									
品川区立平塚橋特別養護老人ホーム	東京都品川区西中延一丁目 2 番 8 号	100 人																																									

改正後				改正前			
	品川区立上大崎特別養護老人ホーム	東京都品川区上大崎三丁目10番7号	102人		品川区立上大崎特別養護老人ホーム	東京都品川区上大崎三丁目10番7号	102人
	<u>品川区立小山台特別養護老人ホーム</u>	<u>東京都品川区小山台二丁目4番5号</u>	<u>77人</u>				

品川区立知的障害者福祉施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																
○品川区立知的障害者福祉施設条例 平成 5 年12月13日条例第38号 (名称および所在地) 第 2 条 福祉施設の名称および所在地は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>品川区立西大井福祉園</td><td>東京都品川区西大井五丁目 7 番24号</td></tr> <tr> <td>品川区立かがやき園</td><td>東京都品川区西大井六丁目 2 番14号</td></tr> <tr> <td><u>品川区立小山台福祉園</u></td><td><u>東京都品川区小山台二丁目 5 番13号</u></td></tr> </table> (事業) 第 3 条 福祉施設においては、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める事業を行う。 (1) 品川区立西大井福祉園<u>および品川区立小山台福祉園</u> 次に掲げる事業 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。） イ 支援法第 5 条<u>第15項</u>に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第 6 条の10第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に限る。以下「就労継続支援」という。） (2) 品川区立かがやき園 次に掲げる事業 ア 生活介護 イ 支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。） ウ 支援法第 5 条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。） (利用者)	名称	所在地	品川区立西大井福祉園	東京都品川区西大井五丁目 7 番24号	品川区立かがやき園	東京都品川区西大井六丁目 2 番14号	<u>品川区立小山台福祉園</u>	<u>東京都品川区小山台二丁目 5 番13号</u>	○品川区立知的障害者福祉施設条例 平成 5 年12月13日条例第38号 (名称および所在地) 第 2 条 福祉施設の名称および所在地は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>品川区立西大井福祉園</td><td>東京都品川区西大井五丁目 7 番24号</td></tr> <tr> <td>品川区立かがやき園</td><td>東京都品川区西大井六丁目 2 番14号</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> (事業) 第 3 条 福祉施設においては、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める事業を行う。 (1) 品川区立西大井福祉園 次に掲げる事業 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。） イ 支援法第 5 条<u>第14項</u>に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第 6 条の10第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に限る。以下「就労継続支援」という。） (2) 品川区立かがやき園 次に掲げる事業 ア 生活介護 イ 支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。） ウ 支援法第 5 条第10項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。） (利用者)	名称	所在地	品川区立西大井福祉園	東京都品川区西大井五丁目 7 番24号	品川区立かがやき園	東京都品川区西大井六丁目 2 番14号		
名称	所在地																
品川区立西大井福祉園	東京都品川区西大井五丁目 7 番24号																
品川区立かがやき園	東京都品川区西大井六丁目 2 番14号																
<u>品川区立小山台福祉園</u>	<u>東京都品川区小山台二丁目 5 番13号</u>																
名称	所在地																
品川区立西大井福祉園	東京都品川区西大井五丁目 7 番24号																
品川区立かがやき園	東京都品川区西大井六丁目 2 番14号																

改正後	改正前
第4条 福祉施設を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 生活介護、<u>短期入所および</u>就労継続支援 障害福祉サービス受給者証（支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証をいう。次号において同じ。）の交付を受けている者および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）<u>第15条の4</u>の規定により措置の決定を受けた者 (2) <u>施設入所支援</u> 障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者および知的障害者福祉法<u>第16条第1項第2号</u>の規定により措置の決定を受けた者 2 区長は、前項に定める者のほか、適当と認めた者に福祉施設を利用させることができる。 （休業日等） 第7条 品川区立西大井福祉園<u>および品川区立小山台福祉園</u>の休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日および土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 2 品川区立西大井福祉園<u>および品川区立小山台福祉園</u>の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者（次条に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 <u>付 則</u>	第4条 福祉施設を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 生活介護、就労継続支援<u>および施設入所支援</u> 障害福祉サービス受給者証（支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証をいう。次号において同じ。）の交付を受けている者および知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）<u>第16条第1項第2号</u>の規定により措置の決定を受けた者 (2) <u>短期入所</u> 障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者および知的障害者福祉法<u>第15条の4</u>の規定により措置の決定を受けた者 2 区長は、前項に定める者のほか、適当と認めた者に福祉施設を利用させることができる。 （休業日等） 第7条 品川区立西大井福祉園の休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日および土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 2 品川区立西大井福祉園の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 4 第1項または第2項の規定にかかわらず、指定管理者（次条に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めたときは、区長の承認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

改正後	改正前
<u>1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号イの改正規定、第4条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。</u>	
<u>2 品川区立小山台福祉園の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u>	

品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前												
○品川区立大原児童発達支援センター条例 令和6年3月28日条例第14号 <u>品川区立児童発達支援センター条例</u> (設置) 第1条 区内に住所を有する障害児等の福祉の向上を図るため、<u>児童福祉法</u> (昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する児童発達 <u>支援センターとして、品川区立児童発達支援センター</u> (以下「センター」 という。)を設置する。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。 (1) 障害児 <u>法</u>第4条第2項の障害児をいう。 (2) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法 律(令和3年法律第81号)第2条第2項の医療的ケア児をいう。 (名称および所在地) 第3条 センターの名称および所在地は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>品川区立大原児童発達支援センタ ー</td><td>東京都品川区戸越六丁目16番1号</td></tr><tr><td><u>品川区立小山台児童発達支援セン ター</u></td><td><u>東京都品川区小山台二丁目5番13 号</u></td></tr></table> (事業) 第4条 センターは、<u>次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める</u>事業を行う。 (1) <u>品川区立大原児童発達支援センター</u> 次に掲げる事業	名称	所在地	品川区立大原児童発達支援センタ ー	東京都品川区戸越六丁目16番1号	<u>品川区立小山台児童発達支援セン ター</u>	<u>東京都品川区小山台二丁目5番13 号</u>	○品川区立大原児童発達支援センター条例 令和6年3月28日条例第14号 <u>品川区立大原児童発達支援センター条例</u> (設置) 第1条 区内に住所を有する障害児等の福祉の向上を図るため、<u>品川区立大 原児童発達支援センター</u> (以下「センター」という。)を設置する。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。 (1) 障害児 <u>児童福祉法</u>(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第 4条第2項の障害児をいう。 (2) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法 律(令和3年法律第81号)第2条第2項の医療的ケア児をいう。 (名称および所在地) 第3条 センターの名称および所在地は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th></tr><tr><td>品川区立大原児童発達支援センタ ー</td><td>東京都品川区戸越六丁目16番1号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (事業) 第4条 センターは、<u>法第43条の児童発達支援センターとして、次に掲げる</u> 事業を行う。	名称	所在地	品川区立大原児童発達支援センタ ー	東京都品川区戸越六丁目16番1号		
名称	所在地												
品川区立大原児童発達支援センタ ー	東京都品川区戸越六丁目16番1号												
<u>品川区立小山台児童発達支援セン ター</u>	<u>東京都品川区小山台二丁目5番13 号</u>												
名称	所在地												
品川区立大原児童発達支援センタ ー	東京都品川区戸越六丁目16番1号												

改正後	改正前
<u>ア</u> 法第6条の2の2第2項の児童発達支援 <u>(以下「児童発達支援」という。)</u> <u>イ</u> 法第6条の2の2第3項の放課後等デイサービス <u>(以下「放課後等デイサービス」という。)</u> <u>ウ</u> 法第6条の2の2第5項の保育所等訪問支援 <u>(以下「保育所等訪問支援」という。)</u> <u>エ</u> 法第6条の2の2第6項の障害児相談支援事業 <u>(以下「障害児相談支援事業」という。)</u> <u>オ</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条<u>第19項</u>の特定相談支援事業 <u>(以下「特定相談支援事業」という。)</u> <u>カ</u> 医療的ケア児およびその家族に対し地域における交流を促進するための事業 <u>(以下「医療的ケア児地域生活支援促進事業」という。)</u> <u>(2) 品川区立小山台児童発達支援センター 次に掲げる事業</u> <u>ア</u> 児童発達支援 <u>イ</u> 放課後等デイサービス <u>ウ</u> 保育所等訪問支援 <u>エ</u> 障害児相談支援事業 <u>オ</u> 特定相談支援事業 <u>2 センターは、前項に規定するもののほか、区長が必要と認める事業を行う。</u>	<u>(1)</u> 法第6条の2の2第2項の児童発達支援 <u>(2)</u> 法第6条の2の2第3項の放課後等デイサービス <u>(3)</u> 法第6条の2の2第5項の保育所等訪問支援 <u>(4)</u> 法第6条の2の2第6項の障害児相談支援事業 <u>(5)</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条<u>第18項</u>の特定相談支援事業 <u>(6)</u> 医療的ケア児およびその家族に対し地域における交流を促進するための事業 <u>(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</u>
(利用者) 第5条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1) <u>児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援</u> 法第21条の5の7第9項の通所受給者証の交付を受けている保護者に監護される障害児および法第21条の6の規定による措置の決定を受けた者	(利用者) 第5条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 (1) <u>前条第1号から第3号までの事業</u> 法第21条の5の7第9項の通所受給者証の交付を受けている保護者に監護される障害児および法第21条の6の規定による措置の決定を受けた者

改正後	改正前
(2) <u>障害児相談支援事業</u> 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者 (3) <u>特定相談支援事業</u> 支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児の保護者に限る。） (4) 前3号に掲げる事業以外の事業 区長が適当と認めた者（利用手続）	(2) <u>前条第4号の事業</u> 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者 (3) <u>前条第5号の事業</u> 支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（障害児の保護者に限る。） (4) 前3号に掲げる事業以外の事業 区長が適当と認めた者（利用手続）
第6条 第4条<u>各項</u>の事業を利用しようとする障害児および医療的ケア児ならびにその保護者は、利用しようとする事業の根拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。 (利用料)	第6条 第4条の事業を利用しようとする障害児および医療的ケア児ならびにその保護者は、利用しようとする事業の根拠となる法令または別に区長の定めるところにより、その利用のための手続を行わなければならない。 (利用料)
第7条 <u>児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援</u>を利用した障害児の保護者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。 2 前項の規定によるもののほか、<u>児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</u>および<u>医療的ケア児地域生活支援促進事業</u>を利用した障害児および医療的ケア児ならびにその保護者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。 (休業日等)	第7条 <u>第4条第1号から第3号までの事業</u>を利用した障害児の保護者は、利用した事業の根拠となる法令の定めるところにより算定した費用の額の利用料を納付しなければならない。 2 前項の規定によるもののほか、<u>第4条第1号から第3号まで</u>および<u>第6号の事業</u>を利用した障害児および医療的ケア児ならびにその保護者は、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。 (休業日等)
第8条 センターの休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 2 センターの利用時間は、規則で定める。 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者（第10条第1項に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めたときは、区長の承	第8条 センターの休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 2 センターの利用時間は、規則で定める。 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、指定管理者（第10条第1項に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めたときは、区長の承

改正後	改正前
認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 （損害賠償）	認を得て、休業日および利用時間を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。 （損害賠償）
第9条 センターの利用に際しセンターに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。 （センターの管理等）	第9条 センターの利用に際しセンターに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。 （センターの管理等）
第10条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、利用者から収受することができる。 （指定管理者の指定の手続）	第10条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 2 指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、利用者から収受することができる。 （指定管理者の指定の手続）
第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。 （1） 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。 （2） センターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。 （3） センターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。 （4） 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために十分な能力を有していること。 3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。	第11条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。 （1） 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。 （2） センターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。 （3） センターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。 （4） 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために十分な能力を有していること。 3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。

改正後	改正前
(指定管理者の行う業務) 第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第4条<u>各項</u>に規定する事業の運営に関すること。 (2) 利用料金の徴収に関すること。 (3) センターの維持および修繕に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 (指定管理者による個人情報の取扱い) 第13条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。 2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。 (委任) 第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定および次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>2 品川区立小山台児童発達支援センターの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u>	(指定管理者の行う業務) 第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第4条に規定する事業の運営に関すること。 (2) 利用料金の徴収に関すること。 (3) センターの維持および修繕に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務 (指定管理者による個人情報の取扱い) 第13条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。 2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。 (委任) 第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。